

笹塚一丁目地区「新たな防火規制」の導入に関する説明会 質疑の概要
(第6回笹塚一丁目東地区まちづくり検討会を兼ねての開催)

日時 平成25年12月12日(木) 19:00~20:30 (内 質疑応答 20:05~20:30)
場所 笹塚一丁目施設
出席者 4名 (他 渋谷区4名、コンサルタント3名)

1. 新たな防火規制に関して

- ・ 渋谷区内において、他に新たな防火規制を導入している地区はあるのか。

新たな防火規制は、東京都の防災都市づくり推進計画で整備地域として位置づけられている地区が、対象地区の候補となる。同計画の整備地域のなかで渋谷区に関係するのは、「南台・本町(渋谷)・西新宿地域」と「北沢地域」であり、本町、笹塚、幡ヶ谷のそれぞれ一部がその区域に含まれている。本町については、現在「木造賃貸住宅等建替え促進事業」という防災性向上のための別途の事業を行なっているところであることから、笹塚において新たな防火規制を導入することにより、燃えにくい街の実現を目指そうとするものである。渋谷区内で新たな防火規制を導入しようとしている地区は、現時点では笹塚だけである。

- ・ 世田谷区等では、空き地を行政が買い取ってポケットパークにしているところがあると聞いた。笹塚一丁目地区には空地が足りないので広場整備は必要だ。また、笹塚南口地区のビルを建替えるときには、どこかの街区を広場にするような誘導は出来ないのか。

京王重機ビルの建替えでは、地区計画等により、建物の足元の空間に防災上の機能も有する広場を整備することになった。笹塚駅南口地区の地区計画では、他の街区のところにおいても、広場空間の確保を土地利用の方針としており、今後はそのような考え方で進めていくことになる。

- ・ 笹塚一丁目東地区内に民間の土地を活用して広場を確保することは難しいと思う。防災上課題のある地域となっていることは、これまでの行政無策の結果ではないか。早急に対策を講じて欲しい。

新たな防火規制の導入で安全なまちづくりを進めていきたい。

2. その他

来年2月頃に、規制の内容等に関する説明会を再度開催する予定。

以上